

2019年度名桜大学「大学院（看護学研究科）」奨学生募集要項

2019年度「名桜大学大学院（看護学研究科）奨学生」を募集します。本奨学金は、名桜大学大学院看護学研究科に在学する正規院生のうち、学業、人物ともに優秀な院生に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的としています。

1 奨学生の種類、採用予定数、給付額

(1) 看護学研究科奨学生：若干名（給付額については選考委員会において決定する）

2 奨学生の対象

(1) 看護学研究科奨学生：学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者

3 募集期間（願書受付期間）

2019年11月5日（火）～11月18日（月）17:00 学生課窓口【厳守】

4 出願書類

(1) 奨学生願書：「看護学研究科奨学生・・・様式1」

(2) 本人の所得証明書：

①平成30年分の市区町村発行の所得証明書（平成29年分は認められません）

②アルバイト収入、奨学金収入、その他の収入を証明するもの

(3) 誓約書

※提出書類は名桜大学ホームページからダウンロードして下さい。

学生課奨学金窓口では配布を行いません。

5 選考基準

「名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程」による。

6 奨学生の選考

書類審査および面接に基づき、看護学研究科委員会が行う。

7 採用決定通知

採用の可否は、12月～1月上旬までに本人宛に通知する。

8 奨学金の交付

奨学金の交付は、奨学金の授与式から一週間以内に誓約書に記載された奨学生本人名義の銀行口座に振り込む。

- 9 応募書類の配布、提出、問い合わせ先
学生課学生サポート係（多目的ホール2F）
電話：0980-51-1057

※応募書類及び各種証明に伴う添付書類につきましては、本申請の審査の参考とする目的以外には使用することはありません。
※提出期限を過ぎた書類の提出については、一切受け付けません。
※不明な点は学生課に相談して下さい。

[応募に当たっての留意事項]

名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程 一部抜粋

1 奨学生の身分の取消

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の身分を取り消すことがある。

- (1) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (2) 休学又は、除籍・退学・懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病等により、卒業の見込みがないとき。
- (4) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

2 奨学金の返還

奨学生が上記の理由で奨学生の身分を取り消されたときは、当該年度に支給した奨学金の全額又はその一部を返還させることがある。